厚生労働省埼玉労働局　**Press Release**

報道関係者　各位

令和４年３月 24 日（木）
【照会先】
埼玉労働局総務部総務課
課　　長　　新田　純康
総務企画官　　川又　裕子
（代表電話）　048（600）6200

埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和４年３月 23 日（水）、埼玉労働局職業安定部（さいたま市中央区新都心 11－２。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、３月 18 日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として自宅待機していたところ、22 日（火）に発熱し、23 日（水）にみなし陽性と診断を受け、感染が確認されたものです。

労働局では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りのかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。